

平成十一年法律第二百五十五号
独立行政法人航空大学校法

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 役員及び職員（第六条～第十条）

第三章 業務等（第十二条～第十三条）

第四章 雜則（第十四条）

第五章 罰則（第十五条・第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人航空大学校の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める

ことを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人航空大学校とする。

（大学校の目的）

独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。

（中期目標管理法人）

第三条の二 大学校は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

（事務所）

第四条 大学校は、主たる事務所を宮崎県に置く。

（資本金）

第五条 大学校の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

第六条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、大学校に追加して出資することができる。

第七条 大学校は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条 大学校に、役員として、その長である理事長及び監事一人を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して大学校の業務を掌理する。

（理事の任期）

第八条 理事の任期は、二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第九条 大学校の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条 大学校の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十三条 大学校は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

第十二条 削除

（積立金の処分）

第十四条 大学校は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 大学校は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による変更の認可を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

（主務大臣等）

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした大学校の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十三条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

第五章 罰則

（主務大臣等）

第十七条 大学校に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。

第十八条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、監事とする。

第二十条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して大学校の業務を掌理する。

第二十一条 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又は

（理事の任期）

第二十二条 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を行つてはならない。

（監事の職務）

第二十三条 前項ただし書の場合において、監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（監事の任期）

第二十四条 理事の任期は、二年とする。

（監事の職務）

第二十五条 理事の任期は、平成十三年一月六日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二十六条 大学校の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、大学校の成立の日において、大学校の相当の職員となるものとす

る。

第二十七条 大学校の成立の日ににおいて引き続き大学校の職員となつたもの（次条において「引継職員」といいう。）であつて、大学校の成立の日の前日において国土交通大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定

を受けているものが、大学校の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、大学校の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、大学校の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。（大学校の職員となる者の職員団体についての経過措置）

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、大학교の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の正門を受け、かつ、その主たる事務所の所在地に於いて登記し

3 なければ、その日の経過により解散するものとする。
第一項の規定により労働組合となつたものについては、大学校の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条のただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用

第五条 大学校の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、大学校の成立の時に於て大学校が承継する。

前項の規定により大学校が自らの有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から立派な学校に対し出資されたものとする。

3 前項の規定に依る政令から上記が並ぶたるものとされる同一の貿易の価額の価額は
現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、大学校の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に遅延するものに付する経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項並びに第一五条の規定は、六月一日から施行する。

(職員の引継ぎ等)
第二条

この法律の施行の際現に独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校及び独立行政法人航空大학교の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人海員学校にあつては、独立行政法人海技教育機構）の職員となるものとする。

政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人航空大学校（以下「施行日後の土木研究所等」という。）の職員となつた者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の土木研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

2 退職手当法（昭和二十八年法律第八百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。
施行日後の土木研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の土木研究所等の職員の
退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項
に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在

3 亜丁の前日虫立行攻友人土木研究所、虫立行攻友人建築研究所、虫立行攻友人交通安全環
職期間を当該施行日後の土木研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

航行の前日は独立行政法人二水研究所、独立行政法人水産研究所、独立行政法人水産研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校及び独立行政法人航空大学校（以下「施行日前の土木研究所

等」という。)の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の土木研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の土木研究所等(国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第四十八号)。以下この項において「平成二十七年整

（法律第二百八号）第二条の規定による改正前の国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）第二条の国立研究開発法人海上技術安全研究所及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所並びに平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧

国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び旧国立研究開発法人電子航法研究所を含む。以下この項目において同じ)の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる

勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の土木研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の土木研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けていると

きはこの限りでない。

用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の土木研究所等を退職したものの、その退職した日まで当該施行日前の土木研究所等の職員として在職したものとしたならば、國家公務員退職手当法第三条に規定する「自らの選択」に受けたこととする。このことは、同条の見三の別二に該する。

（同条の規定の例により算定した退職手当の額は相当する額を受けることができるものに対しては、当該の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額は相当する額を退職手当として支給するものとする。）

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)
（施行日前一二施行日前の二ヶ月間新規登録）

第五条 旅行日前に旅行日前の土木研究所等を退職した者の退職手当は、**改訂前**の例法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所を退職した者にあっては国立研究開発法人土木研究所の、独立行政法人建築研究所を退職した者にあっては国立研究開発法人建築研究所の、独立行政法人交通安全環境研究

所を退職した者にあつては独立行政法人自動車技術総合機構の、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所及び独立行政法人電子航法研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海員学校及び独立行政法人航海訓練所を退職した者にあつては独立行政法人海技教育機構の、独立行政法人航空大学校を退職した者にあつては独立行政法人航空大学校の理事長は、同法第十二条の二第二項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の土木研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第七百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の土木研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

この法律の施行の際に中央労働委員会に係属している施行日前の土木研究所等との職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 施行日前にした行為及び附則第八条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十五条 附則第一条から第十一条まで及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一九年三月三一日法律第二三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二条第一項第四号、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

一 附則第二百六十六条、第二百六十八条、第二百七十三条、第二百七十六条、第二百七十九

条、第二百八十四条、第二百八十六条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十二条及び第十九十二条、第二百九十五条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百十二条、第三百二十二条、第三百二十四条、第三百二十八条、第三百四十三条、第三百四十五条、第三百四十七条、第三百四十九条、第三百五十二条、第三百五十三条、第三百五十九条、第三百六十条、第三百六十二条、第三百六十五条、第三百六十八条、第三百六十九条、第三百八十七条、第三百八十三条及び第三百八十六条の規定 平成二十年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百九十三条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもの（以下この項において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二七年六月二十四日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月二十四日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月二四日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月二六日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月二四日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日